

網走市スポーツ少年団等活動費助成金交付要綱

1. 目的

この要綱は、スポーツ少年団及び中学生が行うスポーツ活動並びに地域クラブチーム等におけるスポーツ活動に係わり、網走市に在住する児童生徒が対外試合等に参加する場合、その経費の一部を助成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

2. 助成内容

共通事項

- ①申請者は網走市スポーツ少年団等活動費助成金交付申請書（様式第1号）をスポーツ課へ提出する。
- ②本助成金は、網走市スポーツ振興褒奨金交付要綱を満たした場合のみ、助成するものとする。
- ③本助成金は、ブロック大会・地区大会は中学生のみ年一回、全道大会以上はスポーツ少年団の団員及び中学生を対象とし回数制限なく助成するものとする。
ただし、一大会で、二回以上助成する場合は、順次半減するものとする。
(二回目：1/2、三回目：1/4)
- ④本助成金は、予算の範囲内とする。
- ⑤申請額に変更があった場合は、速やかに網走市スポーツ少年団等活動費助成金変更申請書（様式第2号）を提出する。
- ⑥助成金額が確定したものは、網走市スポーツ少年団等活動費助成金請求書（様式第3号）により請求するものとする。
- ⑦その他、特に事情等あるものは、その都度協議し決定する。

3. 助成対象

(1) 助成対象者

網走市スポーツ振興褒奨金交付要綱を満たしたもの

(2) 助成対象経費

| 対象の大会 | 対象の経費 | 対象者 |
|-------------|-------------|--------------------------|
| ブロック大会・地区大会 | 交通費・参加料 | 中学生※ 監督 |
| 全道大会以上 | 交通費・参加料・宿泊料 | スポーツ少年団の団員 中学生※ 監督 |

※網走市立中学校体育文化振興費補助要綱対象外の中学生

4. 助成基本額の算出方法

助成基本額は、次により算出した額とする。

(1) 交通費

全道大会以上の大会に参加する場合について、下記のとおり助成する。

- ①原則として、旅客鉄道会社運賃（学割利用、団体割引利用の場合その額）、及びバス運賃に助成対象人員を乗じて得た額とする。なお、特急料金は網走駅を起点として片道200kmを超える行程の場合を対象とする。

②貸切バス等を利用する場合はその都度協議することとし、適当と判断される場合は、その実費とする。市外のスポーツ団体に所属し、その団体が貸切バスを利用する場合には、全参加選手（監督1名含む）と市内在住の選手数とを案分した額（百円未満切捨）とする。

申請者は、遠征先までの貸切バス往復料金の見積書を徴し、提出することとする。

なお、本助成金は各交通機関事業者へ直接支払うこととするが、事情により事業者へ支払うことが困難な場合は、申請者へ支払うものとする。

また、使用するバス会社は原則、網走市内バス会社とするが、使用不可能な場合は他市町のバス会社の使用を認める。

③航空機の利用については、函館市、その近郊、道外等遠距離の場合、及び教育長が特に認めたものについては、航空運賃に助成対象人員を乗じて得た額とする。

④少年団所有車両（マイクロバス等）の車賃については、路程1Kmあたり37円とし、あわせて高速道路料金及び運転手宿泊費（下記監督の宿泊費上限）を助成する。

⑤自家用車により遠征先まで移動する場合は、網走駅から遠征先最寄り駅までの旅客鉄道会社運賃（学割利用、団体割引利用の場合その額）に助成対象人員を乗じて得た額とする。

なお、特急料金は片道200kmを超える行程の場合を対象とする。

（2）宿泊費

網走駅を起点として片道100km以上の場所で行われる全道大会以上の大会に参加する場合とし、日数は、大会の前日から終了までの間の実宿泊日数とする。

なお、宿泊費の限度額は、網走市立中学校体育文化振興費補助要綱と同様とする。

（3）参加料

規定された参加料を実費とする。ただし、他市町の選手・監督と合同で編成されるチームの場合は、全参加選手（監督1名含む）と市内在住の選手数とを案分した額（百円未満切捨）とする。

5. 助成金額

助成基本額の合計額を限度とする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。